

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例及び
京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正に
ついて

(答申案)

平成26年11月
京都府環境審議会

1 はじめに

国は、公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の項目であるカドミウムについて、新たな知見を踏まえ、平成23年10月27日に公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「水質環境基準」という。）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）の見直しを行った。

表1-1 国におけるカドミウムに係る環境基準の見直し（平成23年10月改正）

	水質環境基準	地下水環境基準	土壌環境基準
(改正前)	0.01mg/L	0.01mg/L	0.01mg/Lかつ農用地においては米1kgにつき1mg/L
	↓	↓	↓
(改正後)	0.003mg/L	0.003mg/L	0.01mg/Lかつ農用地においては米1kgにつき0.4mg/L

※ 土壌環境基準の見直しは平成22年6月

このような状況を踏まえ、環境省は平成25年8月30日、中央環境審議会に対し、「水質汚濁防止法に基づく排水水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて」諮問し、平成26年9月11日に答申を受け、同年11月4日に水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を公布、同年12月1日から施行することとしたところである。

表1-2 中央環境審議会答申の概要（平成26年9月）

検討事項	新基準案	改正の考え方
カドミウムの排水基準について	0.1mg/Lから0.03mg/Lへ見直し ※暫定排水基準を設定	現行のとおり 水質環境基準の10倍とする。

(注) このほかにも、カドミウムの特定地下浸透水の浸透基準及び地下水浄化基準のあり方について審議が行われた。

今回、府環境審議会環境管理部会では知事からの諮問を受け、「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例及び京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について」検討を行った。

2 京都府におけるカドミウムに係る排水規制等の状況

(1) 「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」に基づく上乗せ規制

府民の健康の保護と生活環境保全の観点から、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）第3条第3項に基づき水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例（昭和50年条例第33号。以下「上乗せ条例」という。）を定め、瀬戸内海流域、北部閉鎖性海域流域に排水水を排出する特定事業場に対し、国の一律排水基準（排水基準を定める省令（昭和46年6月21日総理府令第35号）に定める基準）に代えて適用するより厳しい基準、いわゆる上乗せ排水基準を適用している。

表2-1 京都府におけるカドミウムの上乗せ排水基準（現行）

事業場区分	事業場からの平均的な排水量	許容限度
既設	500立方メートル/日以上 2,000立方メートル/日未満	0.08mg/L
	2,000立方メートル/日以上	0.05mg/L
新設		0.05mg/L

（注）閉鎖性水域（瀬戸内海流域（桂川上流、淀川・宇治川、木津川、安曇川、神崎川各水域）及び舞鶴湾、阿蘇海、久美浜湾各水域）に排水を排出する特定事業場に対して適用。

（2）「京都府環境を守り育てる条例」に基づく横出し規制

京都府では、地域の実情に鑑み、水濁法の特定事業場以外の事業場についても府独自の排水規制を行っており、京都府環境を守り育てる条例（平成7年条例第33号。以下「環境条例」という。）で定める府独自の特定施設を設置する事業場（以下「条例特定事業場」という。）に対し、京都府環境を守り育てる条例施行規則（平成8年規則第5号。以下「環境条例施行規則」という。）に基づき、いわゆる横出し排水基準を適用している。横出し排水基準の適用対象事業場については、排水量規模及び排水を排出する水域に関して水濁法及び上乗せ条例と整合を図っている。

表2-2 京都府におけるカドミウムの横出し排水基準（現行）

事業場区分	事業場からの平均的な排水量	許容限度	
		閉鎖性水域	左記以外
既設	500立方メートル/日未満	0.1mg/L	0.1mg/L
	500立方メートル/日以上 2,000立方メートル/日未満	0.08mg/L	
	2,000立方メートル/日以上	0.05mg/L	
新設		0.05mg/L	

3 京都府の公共用水域におけるカドミウムの水質の状況

京都府では、毎年度公共用水域水質測定計画を作成し、国土交通省、京都府及び京都市が府内河川及び海域の水質測定を実施している。府内の公共用水域に係る平成21年度から平成25年度までのカドミウムの測定結果は次のとおりであり、検出事例はない。

表3 府内公共用水域のカドミウムに係る水質測定結果

年度 (平成)	検出件数/測定数		測定結果（検出値） (mg/L)	環境基準 超過地点数	環境基準 (mg/L)
	河川	海域			
21	0/209	0/16	<0.001	0	0.01
22	0/209	0/16	<0.001	0	
23	0/201	0/16	<0.001	0	0.003
24	0/206	0/16	<0.0003	0	
25	0/75	0/16	<0.0003	0	

（注）平成23年10月に環境基準が見直された。

4 京都府におけるカドミウムに係る発生源の状況

(1) 府内事業場におけるカドミウムの取扱状況

カドミウムを含む対象化学物質の年間取扱量が0.5 tを超える事業者や特別要件施設を設置する事業者については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号。以下「PRTR法」という。）に基づき都道府県への届出が義務づけられている。平成21年度から平成24年度までのカドミウムに係る府への届出状況は次のとおりである。なお、これら届出については全て特別要件施設を設置する事業者（下水道業者及び廃棄物処理業者）からによるものである。

表4-1 PRTR法に基づく府内事業者からのカドミウムに係る届出情報

年度（平成）	届出件数	公共用水域への排出量（kg）
21	18	40
22	20	50
23	20	52
24	22	52

(2) カドミウムに係る発生源の監視・指導状況

京都府及び京都市では、毎年、水濁法及び環境条例に基づく特定事業場を対象に計画的に排出水の採水検査を行っている。

平成21年度から平成25年度までの検査結果は次のとおりであり、現行の排水基準（上乗せ排水基準0.05mg/L等）を超過した事例はなく、また国の新基準である0.03mg/Lと比較しても全て下回っているレベルである。

表4-2 府内におけるカドミウムに係る発生源（事業場）の排水検査結果

年度（平成）	排水基準超過件数／検査件数	主な検査対象業種
21	0/47	金属製品製造業、化学工業、窯業・土石製品製造業、下水道終末処理場、大学 等
22	0/44	
23	0/45	
24	0/51	
25	0/36	

5 京都府におけるカドミウムに係る今後の排水規制のあり方

(1) 上乗せ条例に基づく上乗せ排水基準

カドミウムについて、関係事業場が排水基準を遵守しており、府内の公共用水域において過去5年間環境基準を超過した事例はないこと、また、国の新基準が府の現行上乗せ排水基準よりも厳しい値であることから、今後、水濁法に基づく特定事業場を対象として国の新基準に更なる上乗せ規制を行う必要性は特段認められないと考えられる。

(2) 環境条例に基づく横出し排水基準

条例特定事業場に対しては従前どおり水濁法の特定事業場と同レベルの排水基準を適用することとし、上乘せ排水基準と同様、国の新基準を適用することが適当である。

6 上乘せ条例及び環境条例施行規則の一部改正について

以上の検討を踏まえ、上乘せ条例別表第1及び環境条例施行規則別表第4を次のとおり改正することが適当である。

なお、引き続き今後の国の検討状況に細心の注意を払う必要がある。

○水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例別表第1（(1) 有害物質に係る排水基準）からカドミウム及びその化合物に係る欄を削除する。

○京都府環境を守り育てる条例施行規則別表第4（4 汚水に係る規制基準（その1））のうち、カドミウム及びその化合物の規制基準を次のとおり改定する。

別表第4（第5条関係）

4 汚水に係る規制基準
（その1）

区分	物質の種類 適用区域	許容限度	
		カドミウム及びその化合物	(略)
特定工場等の規模	全ての区域		(略)
既設 特定 工場 等	排水量500立方メートル未満	1リットルにつき カドミウム0.03ミリグラム	(略)
	排水量500立方メートル以上 2,000立方メートル未満		
	排水量2,000立方メートル以上		
新設特定工場等			

○国において、カドミウムの新基準に暫定基準や適用猶予期間など経過措置が設けられたことから、経過措置が終了するまでの間、府においては、当該基準が現行の府上乘せ基準及び横出し基準より大きい場合は、現行の府上乘せ排水基準及び横出し排水基準を適用することが適当である。